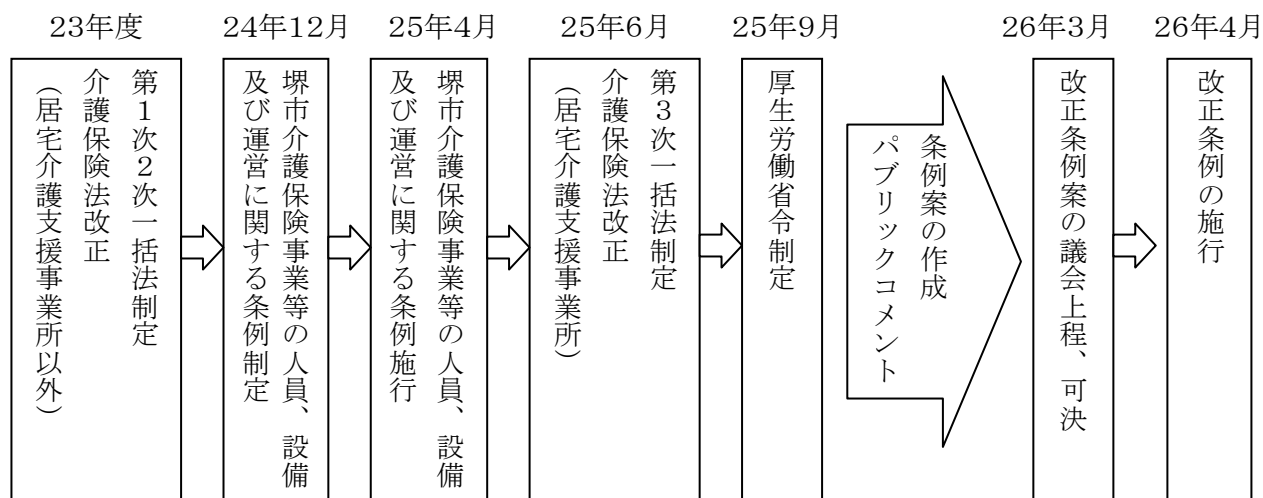


堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

1. 本条例改正の経過



2. 居宅介護支援事業所の指定等の基準について、下記のとおり本市の独自基準を制定する予定。

○アセスメント、担当者会議、モニタリングの各記録の保存年限について

厚生労働省の基準 完結の日から2年間保存 ⇒ 記録を作成した日から5年間保存

サービス計画書等、利用者の包括的な処遇の記録に関する書類は、国の基準どおり完結から2年保存とするが、アセスメントの記録等は完結まで保存する必要性が低いため、介護報酬の過払い返還請求の時効に対応する期間として、作成した日から5年間の保存を義務づける。

3. 本改正に併せて、以下の3点について、改正する予定。

①施設サービス、地域密着型サービス（小規模多機能、小規模特定施設、小規模特養）、居宅サービス（特定施設入居者生活介護）の具体的なサービスの内容等の記録の保存年限について

厚生労働省の基準 完結の日から2年間保存 ⇒ サービス提供日から5年間保存

②堺市外の区域に所在する地域密着型サービス事業所を本市が指定する場合の要件について

利用者が、家族等が居住している他市町村の事業所の利用を希望する場合など、堺市外の地域密着型サービス事業所を本市の事業所として指定する場合には、その事業所の所在地の市町村の条例の基準に従い指定できる旨の内容を追加。

③暴力団員の排除について

指定法人の要件に暴力団員を排除する内容を追加。また、暴力団員が管理者等の主要な地位に就くことはできない旨の内容を追加。

4. 条例制定スケジュール

10月上旬	基準条例案作成
12月頃	パブリックコメントを実施
平成26年1月中旬	市議会2月定例会に条例案提出
3月	条例案可決
4月	条例施行